

改正

令和6年8月2日規則第57号

足立区文化・読書・スポーツ推進委員会条例施行規則を公布する。

足立区文化・読書・スポーツ推進委員会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、足立区文化・読書・スポーツ推進委員会条例（令和2年足立区条例第43号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、足立区文化・読書・スポーツ推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第3条に規定する委員は、次の各号に掲げる者のうちから、区長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者 4名以内
- (2) 文化芸術、読書活動及び運動・スポーツに関し優れた識見を有する者 9名以内
- (3) 区議会議員 3名以内
- (4) 区民 6名以内

(職務代理)

第3条 条例第5条第1項の規定に基づき設置された副会長が複数の場合には、会長はあらかじめ職務を代理する者の順位を定めるものとする。

(部会)

第4条 条例第7条に基づき部会を設置する場合は、会長が委員会の委員のうちから部会の委員（以下「部会員」という。）及び部会長を指名する。

- 2 部会長は、部会を招集し、部会の会務を総理する。
- 3 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長の指名する部会員が、部会長の職務を代理する。

(会議録)

第5条 会長は、会議録を作成し、これを保管しなければならない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、地域のちから推進部生涯学習支援課において処理する。

(委任)

第7条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和 6 年 8 月 2 日規則第57号）

この規則は、公布の日から施行する。